

つがる西北五広域連合病院事業職員の証に関する規程

平成 24 年 3 月 30 日
病院事業管理規程 第 8 号
令和 2 年 3 月 26 日
病院事業管理規程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）の職員の証の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付等)

第 2 条 職員には、その身分を証するため職員の証（様式第 1 号）を交付する。ただし、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であって、1 会計年度における連続する任用期間が 1 か月未満となるものに対しては、職員の証の交付を省略することができる。

2 職員は、常にその職員の証を携帯しなければならない。

3 職員の証の記載事項に変更があったときは、速やかに所属長にその訂正を求めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 3 条 職員は、職員の証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。

(再交付の手續)

第 4 条 職員は、職員の証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに職員の証再交付申請書（様式第 2 号）を病院事業管理者に提出し、その再交付を受けなければならない。

(返還)

第 5 条 職員が退職し、又は他に出向を命ぜられたときは、直ちに所属長に職員の証を返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

所属長

年 月 日

病院事業管理者

所 属
職氏名 印

職員の証再交付申請書

下記のとおり職員の証の再交付をお願いします。

記

- 1 紛失(き損)の理由
- 2 紛失(き損)の年月日